第3回公の施設のあり方検討委員会 議事録

・開催日時 平成 22 年 2 月 9 日 (火) 13:30~14:30

·場 所 県議会議事堂 4 階 文教警察委員会室

·出席者 兼平委員、北田委員、妹尾委員、浜野委員、原委員、三好委員

(欠席:山本委員)

《議事》

1 検討対象施設の見直し案について

【妹尾会長】

それでは、議事に移ります。

お手元に、これまでの検討経過を踏まえて整理をいたしました「公の施設(指定管理者施設)のあり方検討報告書(案)」を配布しております。

本日は、この報告書案について事務局から説明をいただきながら、その内容について委員間で御協議をいただきまして、委員会としての最終意見をまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なにぶん 25 施設に及びますので、事務局から説明をいただく際には、適宜区切って説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元にお配りしております、「公の施設(指定管理者施設)のあり方検討報告書(案)」につきまして御説明いたします。

行政改革・道州制特別委員会の概要

説明に先立ちまして、先日 1 月 26 日に開催されました県議会の行政改革・道州制 特別委員会の概要につきまして御報告させていただきます。

特別委員会におきましては、各施設に対する大まかな方向性をお示ししたうえで、 様々な御意見を伺うことができました。

特別委員会の委員の御意見としては、総論として「各施設の方向性については概ね衆目が一致するところである」ということと、それから、「大切なことはこれからどうするかということであって、対応できるものについては時間をかけずに早急に取りかかってほしい」といった方針決定後の県の対応を求める御意見がありました。

そのほか各論としては、「物産観光センター」、「南レク」につきまして、それぞれ 御意見をいただいたところであります。この2つの施設にかかる御意見につきまして は、それぞれの施設の説明の中で御報告させていただきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

各施設の検討結果

では、報告書案について御説明申し上げます。お手元の報告書案は、これまでの委

員会での御議論、現地視察、また各施設所管課からのヒアリング、これらにおきまして検討委員の皆様方に協議いただいた内容につきまして、事務局で整理させていいただいたものです。

まず先に、各施設に対する検討結果について説明させていただきまして、報告書冒頭の総括部分につきましては、最後に説明させていただきたいと思います。

また、各施設の説明は、先ほど会長からもお話がありましたので、概ね5施設程度 を目安に説明をさせていただきます。

それでは、8ページから12ページまでの5施設について御説明申し上げます。

1 女性総合センター

まず、8ページの「女性総合センター」でございます。

このセンターにつきましては、本県の男女共同参画社会の実現のための拠点施設として県の条例にも位置づけられておりますが、その男女共同参画社会の実現には、まだまだ取り組むべき多くの課題が残されております。

また、市町の現状からしても、県がリーダー的な役割を担っていく必要性も認められますことから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理しております。

なお、「茶室」や「視聴覚室」など利用率の低いスペースの利用促進に加えまして、 御議論いただきました施設の名称につきましては、利用者や県が設置しております 『「男女共同参画会議」の意見なども聞いたうえで、リニューアルされることを期待 する』との文言を明記いたしております。

2 体験型環境学習センター

次に9ページをお願いします。「体験型環境学習センター」でございます。

地球温暖化防止に向けての意識啓発、そのための環境学習の必要性につきましては、 県民誰もが理解するところでございまして、県内にはこのような環境学習の場といっ たものが少ない現状もございますことから、『県立施設として維持していくことが適 当』と整理しております。

ただ、年間 30 万人を超える来園者のある「えひめこどもの城」の中に設置されているにもかかわらず、実際にはそのうちの 5 %弱の利用となっている点につきましては、当委員会でも議論いただいたところでございまして、ヒアリングにおいてもその現状を確認していただいたところでございます。

これらに基づきまして、今回の報告書には、例示として『児童をターゲットとした 市町教育委員会との連携強化』を提言いたしまして、認知度・利用度を上げていくこ とを課題として明記いたしております。

3 宇和海自然ふれあい館

次に10ページをお願いします。「宇和海自然ふれあい館」でございます。

この施設につきましては、足摺宇和海国立公園の自然に関する情報提供が目的ではありましたが、現状としましては休憩所とトイレといった状態になっておりまして、「県が設置しなければならないものではないのではないか」との御意見が多かった施設でございます。

したがいまして、『地元愛南町の公共施設として譲渡し、地域住民が利用する施設

として活用することが最も有益』と整理いたしております。

なお、国庫補助金を活用して整備した施設でございまして、その趣旨をまっとうするという主旨で、愛南町へ譲渡するにしましても、『補助金の返還の必要がなくなる 平成24年度以降に愛南町との協議を行ってほしい』としております。

また、どうしても協議が整わない場合、新たな財政負担が生じるときには、『廃止も選択肢として考えられる』と付け加えております。

4 総合社会福祉会館

次に11ページをお願いします。「総合社会福祉会館」でございます。

「社会福祉の充実」については、県、市町、福祉関係団体がそれぞれの役割を持って取り組まなければならないものでございまして、当施設が果たしております役割は、福祉人材の養成や各種福祉情報の提供をはじめ、県内各種の福祉団体の活動拠点となっておりますことから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理しております。

なお、『全体的な施設利用率の向上と、より目的に沿った利用がなされるような工夫が必要』であることを付け加えております。

5 ファミリーハウスあい

次に 12 ページをお願いします。「ファミリーハウスあい」でございます。

長期にわたり療養が必要な乳幼児・児童の家族のために、宿泊と休憩の場を提供することを目的に設置されている当施設につきましては、ヒアリングを通して設立の経緯、そして設置目的等を確認していただきました。

その結果としまして、設置目的の趣旨について特段異論がなかったことや、県内で唯一の施設でもあり、規模の大小や利用者数の多寡に関わらず、施設の果たす役割は重要かつ必要であり、現状からして県が設置していることも妥当であるということから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理しております。

以上5施設についての説明を終わらせていただきます。

【妹尾会長】

ありがとうございました。ただいま説明がありました「女性総合センター」、「体験型環境学習センター」、「宇和海自然ふれあい館」、「総合社会福祉会館」、「ファミリーハウスあい」の5施設の報告内容について、御意見等はございませんでしょうか。

【浜野委員】

いいのではないでしょうか。

【妹尾会長】

よろしいですか。特に御意見もありませんので、現在の案で御了承いただけますで しょうか。

【各委員】

異議なし

続きまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは続きまして、13 ページから 20 ページまで福祉関係の残り 6 施設について 御説明申し上げます。

6 えひめこどもの城

13ページをお願いします。「えひめこどもの城」でございます。

この施設につきましては、検討の過程におきましても「利用者の側からすると遊園 地の感覚である」、あるいは「規模があまりにも大きすぎる」といった御意見が出さ れたところでございますが、「利用者数の多さや、子どもたちにとっては広大な敷地 の中で色々な遊びが体験できるといった点については、貴重な財産である」との御意 見もいただいたところでございます。

しかしながら、これまで投入されました多額の費用に鑑みますと、「これほどの経費を投入してまで維持していくのが県の役割なのか」といった疑問は最後まで残りましたことから、『県の役割であると言い切るには躊躇する』という表現を用いつつも、廃止や譲渡、他の用途への活用も考えられないといった現実もございますことから、『貴重な財産として有効活用していきながら、当面は県立施設として維持していくことが適当』と整理しております。

なお、将来に向けての施設のあり方として、『どのような形がベストなのかといった点を常に問題意識として持つ』ことを県に求めております。

7 母子生活支援センター

次に15ページをお願いします。「母子生活支援センター」でございます。

この施設につきましては、経済的な事情等を抱えた母子世帯の生活再建の場として その役割を果たしているものでございまして、施設としての必要性も異論がなく、ま た、他の施設と異なりまして、運営経費が国及び県の負担金によって賄われている点 も踏まえまして整理させていただきました。

結果としましては、県立としない場合の大きなメリットも見出せず、県内外において、県立としての信頼とその役割を十分に果たしていることから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

8 身体障害者福祉センター

次に 16 ページをお願いします。「身体障害者福祉センター」でございます。

この施設につきましては、日常生活や医療など各種相談の実施、医師による診察、機能回復訓練、身体障害者に対するスポーツの指導や大会の実施など、幅広い事業を 実施する中、利用率も高く、利用割合も東・中・南予とも概ね均等な状況にございま して、施設の存在意義が十分に認められたところでございます。

また、現状におきましては、県内市町の補完的役割としての意義はまだまだ大きい ということから『今後も県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしてお ります。

9 障害者更生センター

次に 17 ページをお願いします。「障害者更生センター」、いわゆる「道後友輪荘」 でございます。

この施設そのものの趣旨や、これまでに果たして来た役割につきましては、委員の 皆様の御意見からしましても、十分に意義が認められるというものでございました。

しかしながら、車椅子のままで入浴が可能といった特色がある反面、宿泊の利用が 近年非常に少ない点や、施設自体の老朽化、また一部宿泊室にトイレが設置されてい ないなど、施設の構造的な課題も抱えており、続けていくにしても財源投入と必要性 のバランスを考える必要があるということでありました。したがいまして『当面は県 立施設として維持していくことが適当と考えるが、抜本的な改修が必要と判断される 時期には、廃止も選択肢として検討すべき』という整理にいたしております。

なお、検討の過程で御意見のございました、仮に廃止した場合の代替案といたしまして、『施設運営に要する経費を、障害者が宿泊する際の利用補助といった直接給付にシフトすることについて、選択肢のひとつとして検討すべき』であることを最後に付け加えさせていただいております。

10 視聴覚福祉センター

次に19ページをお願いします。「視聴覚福祉センター」でございます。

この施設につきましては、現地視察も行いまして、点字図書の作成・出版をはじめ、 視聴覚障害を持った方々に対するきめ細やかな行政サービスが提供できる施設とし ては県内唯一でありましたことから、いずれの委員の方にもその必要性や施設の維持 は県の役割であるといったことに十分御理解をいただけた施設ではないかと考えて おります。

したがいまして『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

11 在宅介護研修センター

次に20ページをお願いします。「在宅介護研修センター」でございます。

この施設につきまして、議論の中心となった点としましては、先に説明しました総合社会福祉会館内にあります「介護実習・普及センター」との違いでございました。

これにつきましては、中ほどにも書いてございますが、このセンターが入浴等の介護の実体験を通した研修による介護家族や介護ボランティアの支援・育成に主眼を置いているのに対しまして、総合社会福祉会館内の介護実習・普及センターは、『実体験を伴う研修に対応できない点や介護サービス事業者を対象とした講習会等の役割を担っている点が異なる』と整理いたしました。

そのうえで、今後とも行政として対応していかなければならない介護の問題につきまして、在宅介護の分野では市町をリードしていくといった役割を持っていることから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

なお、現地でも宿泊室など施設内容が充実していることを確認いただきましたが、 それに比べてその存在があまり知られていないという点を課題といたしまして、今後 一層の周知に努めるよう文言を加えてございます。

以上6施設の説明について終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま説明がありました「えひめこどもの城」、「母子生活支援センター」、「身体障害者福祉センター」、「障害者更生センター」、「視聴覚福祉センター」、「在宅介護研修センター」の6施設の報告内容について、御意見等はございませんでしょうか。

特に新たな御意見がございませんようであれば、現在の案で御了承いただけますで しょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

続きまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは引き続きまして、21 ページから 27 ページまで経済関連施設 5 施設について御説明申し上げます。

12 国際貿易センター

21ページをお願いします。「国際貿易センター」でございます。

この施設は、本県の輸入促進を図るために国際産業交流の拠点施設として設置されたものでございます。

設置の根拠となった法律は平成18年に廃止されましたが、県の政策としましては、「輸入促進」から「輸出促進、海外進出を含めた総合的な産業国際化」に移行した形で、その推進を図っているところでございます。

施設の現状としましては、近年の景気悪化の影響を受け、利用者数は以前と比べて 少ない状況で推移いたしておりますが、施設が設置されている松山港全体として貿易 振興を図っていくことが県の政策であることから、『引き続き県立施設として維持し ていくことが適当』と整理いたしております。

なお、多額の財源を投入している以上、現在低迷している利用状況についての改善 を促す旨の文言を付け加えております。

13 植物くん蒸所

次に22ページをお願いします。「植物くん蒸所」でございます。

この施設につきましては、近年利用実績がない状況が続いている点が当初課題とされましたが、本県において海外からの農作物を直接荷揚げするためにはなくてはならない施設でございまして、いざというときの保険的な意味からしてもその必要性は認められたものと思います。

また、採算性の面からも民間が担えるようなものではなく、県の政策としての貿易振興策の一面を担っているということからも、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

14 テクノプラザ愛媛

次に23ページをお願いします。「テクノプラザ愛媛」でございます。

この施設につきましては、本県企業の技術の高度化や新たな創業支援、先端技術に関する知識の普及啓発といった、本県経済の活性化を図るうえでの行政による一定の側面的支援は県の役割であるということから、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

ただし、この施設の主要部分でありますインキュベートルームの空き室が目立っておりまして、この点に関しましては、『隣接する産業技術研究所との連携が図れることなどのPR』も含めて、『潜在的なニーズをうまく拾い上げることができるようなアプローチ・広報手段の見直し』などを付言しております。

15 産業情報センター

次に24ページをお願いします。「産業情報センター」でございます。

この施設につきましては、これまでも設備等の陳腐化に伴って施設の内容を改修した経緯もございまして、現在も多額の保守管理経費を要する産業情報ネットワークを稼動させているところですが、そのサービスも年々縮小されている現状でございました。

このようなことも含めまして、皆様方からは「ITの分野において行政がリードしていくことは難しい」、「この分野については、民間ベースに任せるべきではないか」といった御意見をいただきました。

したがいまして、『既に投資した資産を有効に活用するため、抜本的な見直しを前提に、現在の指定期間中に将来を見据えた検討を行い、少なくともこれまでとは違う 役割を担う施設に生まれ変わるべき』と整理してございます。

なお、その際には『「情報化」といった観点を離れることもひとつの選択肢ではないか』といった文言も付け加えております。

16 物産観光センター

次に26ページをお願いします。「物産観光センター」でございます。

この施設につきましては、ヒアリングにおきましてもその現状等を確認していただいたところでございましたが、県産品の紹介、観光情報や産業情報の提供につきましては、県の役割であることに異論はなかったものの、「これからは県外、海外に軸足を向けることも重要ではないか」といった御意見がございましたほか、現状として集客が見込めない場所であること、移転した場合の民業圧迫の課題などもありましたことから、『現指定期間の満了時には廃止することを前提として、将来に向けた物産・観光振興策、廃止後のスペースの有効活用策も併せて検討することが適当』と整理いたしております。

なお、先の県議会の行政改革・道州制特別委員会におきましては、この施設に関連いたしまして、「"坂の上の雲"による集客効果が生まれているこの時期に、県内の小規模事業者を含めて一堂に県内の商品が展示できる場を設けることは県がやるべきものであって、早急な対応を望みたい」といった御意見がございましたことを御報告させていただきます。

以上5施設の説明について終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま説明がありました「国際貿易センター」、「植物 くん蒸所」、「テクノプラザ愛媛」、「産業情報センター」、「物産観光センター」の5施 設の報告内容について、御意見等はございませんか。

今までの議論をこういう形で整理していただいているわけですから、新たな御意見 というよりも、御確認をいただくということになろうかとは思いますが。

特に、議会側から御意見があったとの報告がありました「物産観光センター」について、何かございませんでしょうか。

【浜野委員】

今の内容でいいと思います。議会は議会でまた審議されることになると思いますが、 実際は役に立っていないですから。

【妹尾会長】

そういう苦しい胸の内をこの報告書に反映していただいたと思っています。 他に御意見がございませんようでしたら、現在の案で御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

続きまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは続きまして、28 ページから 34 ページまで農林・土木関連の 6 施設について御説明を申し上げます。

17 えひめ森林公園

28 ページをお願いします。「えひめ森林公園」でございます。

この施設につきましては、愛媛県が積極的に推進している森林そ生をはじめとする 各施策の意識啓発や、特に森林環境に対する保全意識の醸成などの部分を担っており まして、県内でも森林教育等に対応できる施設が非常に限られている状況から、『引 き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理しております。

ただ、その認知度は、県が推進している政策の一翼を担う施設としては意外に低い ことから、多くの県民に利用されるような努力を求める旨の文言を付け加えておりま す。

18 松山観光港ターミナル

次に 29 ページをお願いします。「松山観光港ターミナル」でございます。 この施設につきましては、本県の海の玄関口として船舶の乗り降りのために「ある べくしてある」施設でありまして、航路がある限りは必要不可欠でございます。

施設の所有形態は、指定管理者である第三セクターの松山観光港ターミナル株式会社と県との共同所有でございますが、これは株式会社の経営安定を目的に、いわゆる 採算性のない公共部分を県の所有としたことが理由でありまして、このことからして も『県立施設として維持していくことが適当』と整理してございます。

19 南予レクリエーション都市公園

次に30ページをお願いします。「南予レクリエーション都市公園」でございます。この施設につきましては、38年前の昭和47年に国庫補助事業として採択され、昭和51年に開設された施設でございまして、現在の宇和島市と愛南町に広範囲にまたがって点在している大規模な公園でございます。まだ未開設部分も多い中、これまでもそのあり方等につきましては、様々な検討がなされてきた施設でもございます。

今回も、都市公園であることの制約やその大きさ、減少傾向にある利用状況など厳しい状況が現実としてある中で御検討をいただきましたが、特にこの施設につきましては「長期的なスパンで考えていくしかないだろう」ということで、『当面は県立施設として維持していかざるを得ない』と整理したうえで、『地元市町への譲与の協議や民間活力の最大限の利活用』を付け加えております。

なお、先の行政改革・道州制特別委員会におきましては、当施設に関連して、「高速道路の南予延伸による効果を期待する」といった御意見がございましたが、その点につきましては、当委員会も同様の整理となっております。

また、先般報道がなされました愛媛大学による4号公園の一部を活用した植物工場設置に関しまして、都市公園法という厳しい縛りの中で条件をクリアした点につきまして、「こうした高いハードルをクリアできたことは関係者の努力の賜物であるということを御理解いただきたい」との発言も特別委員会でありましたので、御報告させていただきます。

20 道後公園

次に32ページをお願いします。「道後公園」でございます。

この施設につきましては、県立施設となった経緯を確認していただいたうえで、県 立が適当かどうかについて御検討をいただきました。

検討の過程においては、「利用者の立場からすると、県立なのかどうかは問題ではない」といった御意見もあったところですが、一方で「周辺の道後温泉本館や子規記念博物館といった施設との一体的な運営も可能性として否定できない」とのことから、「一度松山市と施設のあり方について県立とするかどうかも含めて協議してはどうか」ということで、『当面は県立施設として維持』としながらも松山市との協議を促す形で整理をいたしております。

21 総合運動公園

次に33ページをお願いします。「総合運動公園」でございます。

この施設は、今回の対象施設の中で最も多い、年間約 99 万人の利用者がある施設でございまして、平成 29 年開催予定の愛媛国体のメイン会場となっております。そのほか、愛媛 F C のメインスタジアムであるなど、県民スポーツの拠点としてその役割を果たしているところでございまして、『引き続き県立施設として維持していくこ

とが適当』と整理しております。

なお、国体に向けた施設の改修等につきましては、『最小の投資で最大の効果が得られるような対応』を促す文言を付け加えております。

22 とべ動物園

次に34ページをお願いします。「とべ動物園」でございます。

この施設につきましては、いずれの皆様方からもその必要性、県立とすることに異 論はなかったところでございます。

特に検討の過程におきまして、他の施設につきましては、かなり厳しい御意見が多い中で、この施設の全国的な認知度から、「本県にとって貴重な観光資源である点を重視すべきであって、財政状況は厳しいかもしれないが、必要なものに対しての投資といった前向きな結論としたい」との御意見があったところでございます。

そのような点も踏まえまして、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理したうえで、『可能な限り計画的な投資を行って全国に誇れる施設となるよう期待する』との文言を付け加えております。

以上、6施設についての説明を終わらせていただきます。

【妹尾会長】

ありがとうございました。ただいま説明がありました「えひめ森林公園」、「松山観光港ターミナル」、「南予レクリエーション都市公園」、「道後公園」、「総合運動公園」、「とべ動物園」の6施設の報告内容について、御意見等はございませんか。

【北田委員】

南レクに植物工場が造られる件については、都市公園法の厳しい縛りの中で条件を クリアしたとのことですが、これからも同じような形で例えば民間企業が入って何か やりたいといった場合に、都市公園法の縛りはクリアできるのですか。それとも、国 立大学法人である愛媛大学が設置主体であったから、今回はクリアできたのですか。

【事務局】

愛媛大学だからクリアできたとか、民間企業だからできないというものではなくて、 使用目的、それを行う形態、都市公園としてのそもそもの趣旨、こういったものが総 合的に勘案されて、利用者の利便性の向上につながる、あるいは都市公園そのものの 機能が増進するといった点からクリアしたと聞いております。

【妹尾会長】

他にございませんでしょうか。特に御意見がございませんので、現在の案で御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

続きまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、最後に35ページから37ページまで、教育関係の3施設について御説明を申し上げます。

23 県民文化会館

35ページをお願いします。「県民文化会館」でございます。

この施設は県内最大の3千人を収容できるホールを備えておりまして、近年は減少傾向にはあるものの、年間約56万人が利用する施設でございます。

県民の文化振興の拠点としまして、様々な分野で多く広く県民に文化に触れる機会を提供し続けている点からして、『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

ただし、ホール以外の別館を含めた会議室の利用状況につきましては、かなり低い 状況にありますことから、『県民ニーズに沿った利用がなされるような工夫』を促す 文言を付け加えております。

24 生活文化センター

次に36ページをお願いします。「生活文化センター」でございます。

この施設につきましては、閑静な住宅街といった恵まれた周辺環境に加えまして、施設内の畳の総数が300畳を超えるという多くの和室や、日本庭園、茶道団体からの寄付によって設置された茶室など、文化活動の拠点としては非常に貴重な価値を持っている点については、一定の理解は得られたところでございますが、「カルチャーセンター等が各所に設置されている現状においは、必ずしも県だけの役割なのか」といった御意見もございました。

また、昭和51年の設置で耐震構造となっていない点は、今後早急に対応すべき課題でございまして、この点につきましては、先に御説明申し上げました「障害者更生センター」、いわゆる「友輪荘」と同様に、耐震化に必要な財源投入と、県としての役割はどうかといったバランスを考える必要があるということで、『当面は県立施設として維持していくことが適当と考えるが、耐震化への対応が難しいと判断される時期には、廃止も選択肢として検討すべき』という整理にいたしております。

25 武道館

最後に、37ページをお願いします。「武道館」でございます。

この施設は、今回の対象施設の中では最も新しい施設でございまして、また、本県 武道の振興・普及を図る拠点施設ということに加えまして、各所に県産品をふんだん に使った大規模な木造施設として全国にも誇れるものでございます。

今後開催予定の愛媛国体の会場であるほか、武道という分野ではありますが、県が掲げてございます、いわゆる「スポーツ立県」の推進には必要なものであることから、

『引き続き県立施設として維持していくことが適当』と整理いたしております。

以上、3施設の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま説明がありました「県民文化会館」、「生活文化センター」、「武道館」の3施設の報告内容について、御意見等はございませんか。

特に御意見等もございませんようであれば、現在の案で御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

それでは、25 施設の報告内容につきましては、委員の皆様の御了承をいただいたということで、次に冒頭の総括部分について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告書の総括部分

それでは、総論につきまして御説明いたします。

お手数ですが、1ページにお戻りください。『あり方検討を終えて』と題しました 会長の言葉に続きまして、まず、留意点として2点を挙げてございます。

1 留意点

一つが『指定期間に対する考え方』、もう一つが『県立施設としての妥当性』でございます。

1点目の『指定期間に対する考え方』でございますが、今回の検討に当たりましては、指定管理者としては指定期間を見込んだ事業計画に基づいて施設運営がなされている点や、示された課題について対応するにはそれ相応の時間も要する点に配慮いたしまして、委員会としましては『現在の指定期間は満了することを前提に検討を行った』という旨を明記してございます。

2点目の『県立施設としての妥当性』でございますが、委員会に課せられました命題は「県立施設として続けていくかどうか」でございました。したがいまして、結論部分にはすべて「県立とするかどうか」について整理したうえで、課題が見受けられたものにつきましては、今後とも県立として維持していくと判断した施設についても、課題を併記することで県の対応を促したところでございます。

2 全体を通しての課題

次に、『全体を通しての課題』として3点挙げております。

1点目は、『県民生活の中での「施設の存在」』、いわゆる「個々の施設の認知度の向上」でございます。

今回、県政モニターの方々を対象に、すべての施設につきまして「知っているか」、「利用したことがあるか」といった非常に簡単な調査を行いました。この結果につきましては、報告書の末尾にも参考資料として掲載いたしておりますが、施設によりましては、知っておいてほしいものが予想外に知られていなかったという結果もございました。この結果をもって直ちに県民の認知度とすることはできませんが、少なくと

も県政モニターであるという意味で、県政に関心をお持ちの方々に対する結果であることはそれなりに意味を持つものだと考えております。

これにつきましては、常々問われております行政が行う広報のあり方につながるものではございますが、公の施設である以上、少なくとも対象としている県民の認知度を上げるための対策を求める意味で、このような課題を明記しております。

2点目は、『利用料金の見直し』でございます。

ここでは、生活文化センターの利用料金を例示で挙げておりますが、今回の検討を通じまして、皆様方からいただいた御意見の中でこの施設の利用料金の安さが指摘されたところでございます。公共施設である以上、安い料金はある意味で当たり前かも知れませんが、「必要な経費と収入とのバランスを考えると、ある程度の利用者負担も必要ではないか」といった御意見に基づき整理をいたしたところでございます。

ただし、指定管理者制度におきましては、実際の料金設定は県ではなく、指定管理者の裁量によるものでございますので、この点に関しても触れながら、利用者の理解が得られる範囲で、ある程度の期間を要しながらも、指定管理者が利用料金の見直しへの取組を行うよう促すことを県に対して求めております。

最後の3点目は、『定期的な検証の仕組みの構築』でございます。

今回の検討を通じまして、「今後、県自らが常にそのあり方を意識することが重要ではないか」といった御意見をいただいた施設もございました。この点につきましては、他の施設についても共通して言えることでございまして、その趣旨も踏まえたうえで、今回提示した意見への対応の大きな区切りが3年後の平成24年度であることも考えますと、定期的に検証する仕組みに基づいて、県自身が意識し続けていくことが求められるという意味で整理いたしております。

また、新たに施設を設置する場合につきましても、『これまで以上に将来を明確に 見通した判断』ができるような対応も求めていく旨も加えております。

総括部分についての説明は以上です。

【妹尾会長】

ありがとうございました。ただいま説明がありました報告書の総論の部分ですが、 今回の検討の総括について、御意見等はございませんか。

特に御意見もありませんので、現在の案で御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

ただいま、報告書案についてのすべての説明が終わりましたが、どの部分について も、委員会として付加すべきとか、あるいは削除すべき、修正すべきという御意見を 頂戴しておりませんので、委員会の意見としてはお手元の報告書案のとおりとさせて いただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

それでは、この報告書案を当検討委員会の意見といたします。決定した報告書につきましては、本日御欠席されている山本委員にも御報告させていただきます。

2 今後の予定について

【妹尾会長】

では次の議事として、特に資料は配布してございませんが、この後、県としての方針が決定されるまでどのような流れとなるのか、「今後の予定」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の予定につきまして御説明申し上げます。

ちょうど報告書案の6ページに検討の経過を記載しておりますので、そちらを御参 照いただければと思います。

本日2月9日、委員会としての意見がとりまとめられたということで、これをもちまして委員会としての役割は終了することとなります。

その後につきましては、これまでも説明してきましたが、県の方で県民の皆様方から御意見を聞くためのパブリック・コメントを実施いたしまして、今年度末には、行政改革・地方分権推進本部において県としての方針を決定する予定といたしております。

以上でございます。

【妹尾会長】

ありがとうございました。

以上ですべての議事が終了いたしました。何か御不明な点や改めて確認しておきたいという点、あるいは全般を通じてこれだけは言っておきたいというような御意見等がございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

【三好委員】

県政モニターアンケート調査の結果を見ましたら、「利用なし」の回答割合が一番高い施設が「ファミリーハウスあい」の99.3%。これは特殊な施設なので、この数字なのでしょうが、他にも90%台の施設が結構ありますので、そういう意味では周知の徹底が、より一層図られるのではないかと期待しています。

他にございませんでしょうか。特にございませんので、これをもちまして議事を閉 じさせていただきます。